

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		制限なし（無期限化）
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		制限なし（恒久化）
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣府が告示で 定める要件を満たしたものに限る〕		上場株式・公募株式投資信託等 〔安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外〕
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

（注） 令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、非課税保有期間（5年）が終了しても、所定の手続を経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっていますが、今回の改正において、その手続が省略されることとなりました。

4 「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用されます。

（注） 「従たる給与についての扶養控除等申告書」についても、同様の改正が行われました。

5 上記のほか、令和5年度の税制改正において、次の見直し等が行われています。

- ・ 令和6年以後の国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする際に提出又は提示する「送金関係書類」の範囲に、電子決済手段（法定通貨の価値と連動等するステーブルコイン）の移転による支払を証明する一定の書類を追加
- ・ 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項の簡素化
- ・ 令和9年1月1日以後に給与支払事務所の開設等をした場合に提出する「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の記載事項の簡素化
- ・ 令和9年1月分以後の承認申請として提出する「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載事項の簡素化

令和6年以降の「源泉所得税の改正のあらまし」の送付に係るお知らせ

令和6年以降「源泉所得税の改正のあらまし」は、送付に代えてe-Taxのメッセージボックスに格納することといたしました。

なお、「源泉所得税の改正のあらまし」は、国税庁ホームページにも掲載しております。

- （注） 1 メッセージボックスへの格納は、利用者識別番号を保有している方が対象となります。
2 メッセージボックスは、パソコンをご利用の場合は受付システム又はe-Taxソフト（WEB版）から、スマートフォンをご利用の場合はe-Taxソフト（SP版）からご確認ください。

